

監 第 460 号

平成 18 年 3 月 29 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様

松江市議会議長 立 脇 通 也 様

各 行 政 委 員 会 様

松江市監査委員 小松原 操

松江市監査委員 伊 原 正 人

松江市監査委員 藤 田 彰 裕

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

行政監査報告書

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「審議会等の設置及び活動状況について」

2 選定理由

今日の社会において多様化、高度化する行政需要に適切に対応していくためには、市民の立場に立った、公正で効率的な市政運営が求められている。

法律、条例その他の規定に基づき設置される審議会等は、設置することが目的ではなく、いかにその機能を発揮し、住民の福祉の増進に寄与しているか、各所管における関係事務が効率的に行われているか等が重要であり、市町村合併により新たにスタートを切った新市において、この観点から監査を実施することとした。

第2 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会及びこれに準ずるもので、平成17年12月1日現在設置されているものを監査対象とした。

監査の対象となった審議会等は、別表に掲げる61の機関である。

第3 監査の期間

平成18年1月10日から平成18年3月3日まで

第4 監査の方法

所管課から審議会等の運営及び活動状況について調査票並びに設置根拠、委員名簿、各種稟議書等関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

なお、今年度は合併による監査スケジュールの特殊性から、単独の行政監査は行わず、定期監査に併せて実施した。

第5 監査の着眼点

1 審議会等の設置状況について

- (1) 条例等による設置根拠は明確か。
- (2) 設置目的は明確か。
- (3) 委員の委嘱・解嘱手続きはすみやかに行われているか。

2 審議会等の委員構成について

- (1) 委員の選任方法は明確か。
- (2) 委員の構成は幅広い層から選考されているか。

- (3) 女性委員の登用に努められているか。
- (4) 公募による委員の登用に努められているか。
- (5) 委員の在任期間が長期にわたっていないか。
- (6) 1人の委員が重複して多数の審議会委員を兼任していないか。

3 審議会等の会議運営について

- (1) 会議の運営規定は整備されているか。
- (2) 会議の開催状況は適切か。
- (3) 会議資料の事前配布、会議の公開、会議録の作成及び公表等効率的かつ透明性の高い会議運営に努められているか。
- (4) 委員の報酬等に基準が定められ、適正に執行されているか。

第6 監査の結果

平成17年3月31日の市町村合併により、審議会等については、その設置の必要性、目的、委員の構成等検討がなされたうえで、条例、規則等が新規制定され、あらためて設置、委嘱の手続きが行われており、本来の設置目的に沿って適切な運営や活動が確保されていることを検証すべく監査を実施したものであり、その結果はおおむね適正に執行されていると認められた。なお、検討・改善すべき事項もあったので、以下に述べる。

1 審議会等の設置状況について

(1) 設置の根拠

審議会等の設置については、法第138条の4第3項により「執行機関の附属機関として審査会、審議会又は調査会等の機関を置くことができる」とされており、本市においても法律又は条例により各種の附属機関が設置されている。

また、市独自で附属機関に準ずる機関として規則、要綱等により設置した審議会等もあり、同様な機能を果たしている。

審議会等は、すべて設置根拠を有していた。その設置根拠別の状況は次のとおりであった。

| 区分 | 附属機関 | | | 附属機関に準ずる機関 | | |
|-------|------|------|----|------------|----|----|
| | 法令必置 | 法令任意 | 条例 | 規則 | 要綱 | 規約 |
| 設置機関数 | 4 | 10 | 26 | 1 | 17 | 3 |
| 合計 | 40 | | | 21 | | |

「法令必置」とは、法律により設置が義務付けられているものをいう。

「法令任意」とは、法律により設置できるとされており、条例で設置されたものをいう。

「条例」とは、市独自の判断で条例により設置されたものをいう。

要綱等により設置された審議会等は、行政の高度化、多様化、専門化が進むに従い、次第に増加してきたものと推察されるが、これらの審議会等も行政組織の一環として機能するものであり、補助機関である内部委員会とは異なり原則的には法の趣旨に基づき設置される機関であることから、その設置にあたっては審議会等の組織の指針となるべき基本方針の定めが必要である。したがって、全ての審議会等の組織

の指針となるべき基本方針の制定に向けて検討をされたい。

(2) 設置の目的

附属機関の設置目的は、その所管事項について、調停、審査、諮問又は調査等を行うことにある。

設置目的は複数のものがあり、設置目的別の状況は次のとおりであった。

| 区 分 | 附属機関 | | 附属機関に準ずる機関 | | 合 計 | |
|-----|------|--------|------------|--------|-----|--------|
| | 機関数 | 構成比(%) | 機関数 | 構成比(%) | 機関数 | 構成比(%) |
| 調 停 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 審 査 | 5 | 10.9 | 1 | 4.8 | 6 | 9.0 |
| 諮 問 | 26 | 56.5 | 8 | 38.1 | 34 | 50.7 |
| 調 査 | 7 | 15.2 | 2 | 9.5 | 9 | 13.4 |
| その他 | 8 | 17.4 | 10 | 47.6 | 18 | 26.9 |
| 合 計 | 46 | 100.0 | 21 | 100.0 | 67 | 100.0 |

複数回答あり

(3) 委員の選任手続き

委員の選任手続きにおいて、新設合併により新たに選任手続きが必要であるのにされていないもの、委嘱手続きが遅れ委嘱されていない期間があるものが見受けられた。これらについては適切に対処されたい。

2 審議会等の委員構成について

(1) 委員の数

審議会等の委員数は、国の審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定。以下「国の基準」という。）では「原則として 20 名以内とし、これを上回る必要がある場合であっても、30 名を超えないものとする。」としている。

委員の現員数は、次のとおりであった。

| 設置根拠 委員数 | 附属機関 | | 附属機関に準ずる機関 | | 合 計 | |
|-------------|------|--------|------------|--------|-----|--------|
| | 機関数 | 委員数(人) | 機関数 | 委員数(人) | 機関数 | 委員数(人) |
| 10人以下 | 10 | 59 | 6 | 39 | 16 | 98 |
| 11～20人 | 21 | 346 | 9 | 138 | 30 | 484 |
| 21～30人 | 4 | 96 | 6 | 151 | 10 | 247 |
| 31人以上 | 3 | 126 | 0 | 0 | 3 | 126 |
| 選任なし | 2 | - | 0 | - | 2 | - |
| 合 計 | 40 | 627 | 21 | 328 | 61 | 955 |

国の基準で上限としている委員数が 30 名を超える機関は「松江市防災会議（55 名）」をはじめ 3 機関あったが、合併によりその機能上必要な関係団体代表等が増加したことを含め、それぞれ事情に応じて選任された委員数と認められる。

規定上は委員数を若干名としながら 10 人以上の委員を選任している審議会等が 5 機関もあった。

(2) 委員の構成

委員の構成の状況は、次のとおりであった。

| 区 分 | 学 識 経 験 者 | 関 係 団 体 代 表 | 市 民 代 表 | 関 係 行 政 機 関 代 表 | 市 議 会 議 員 | 市 職 員 | そ の 他 | 合 計 |
|-------------------|--------------|----------------|---------|--------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 附属機関(人) | 144 | 188 | 79 | 59 | 25 | 74 | 58 | 627 |
| 附属機関に準 ずる機関(人) | 56 | 129 | 30 | 34 | 18 | 40 | 21 | 328 |
| 合 計(人) | 200 | 317 | 109 | 93 | 43 | 114 | 79 | 955 |
| 構成比(%) | 21.0 | 33.2 | 11.4 | 9.7 | 4.5 | 11.9 | 8.3 | 100.0 |

市職員には市長、助役、収入役及び教育長を含む。

審議会等の委員の構成は、学識経験者、関係団体代表、市民代表、関係行政機関代表、市議会議員、市職員でその多くが占められていた。

専門的知識を要する審議会等には、主に学識経験者として大学教授、弁護士、研究者等が選任され、関係団体との調整を図るためのものや市民各層の意見を聞くための審議会等には、市議会や各種団体に推薦を依頼しているものが多く見受けられた。

市議会議員、市職員を委員に選任することについては、議会議決の必要性、諮問・答申の立場があるため、その必要性について検討されたい。

(3) 委員の年齢

委員の年齢の状況は、次のとおりであった。

| 区 分 | 30歳未満 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 | 合 計 |
|-------------------|-------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 附属機関(人) | 3 | 15 | 53 | 157 | 134 | 87 | 14 | 463 |
| 附属機関に準 ずる機関(人) | 1 | 8 | 36 | 88 | 81 | 41 | 2 | 257 |
| 合 計(人) | 4 | 23 | 89 | 245 | 215 | 128 | 16 | 720 |
| 構成比(%) | 0.5 | 3.2 | 12.4 | 34.0 | 29.9 | 17.8 | 2.2 | 100.0 |

不明235人を除く

年齢不明者を除き、50歳代、60歳代、70歳代で80%以上を占めていた。

少子高齢社会の中難しい面もあるが、幅広い年齢層の意見が反映されるよう若年層の登用に努められたい。

(4) 女性委員の選任

国の基準においては、審議会等の委員に占める女性の比率30%を目標としている。また、松江市男女共同参画推進条例(平成17年条例第4号)第15条には「男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。」と規定されている。

女性委員の選任の状況は次のとおりであった。

| 区 分 | 機関数 | 女性委員を選任している機関数（比率別） | | | | 委員数 (人) | 女 性 委員数 (人) |
|----------------|-------|---------------------|----------------|-------|------|------------|-------------------|
| | | 30%以上 | 25%以上 30%未満 | 25%未満 | 合 計 | | |
| 附属機関 | 38 | 13 | 4 | 15 | 32 | 627 | 123 |
| 附属機関に 準ずる機関 | 21 | 8 | 1 | 8 | 17 | 328 | 91 |
| 合 計 | 59 | 21 | 5 | 23 | 49 | 955 | 214 |
| 構成比(%) | 100.0 | 35.6 | 8.5 | 39.0 | 83.1 | 100.0 | 22.4 |

女性委員の選任総数は延べ 214 人で、全委員に占める割合は 22.4%であった。

女性委員を 1 人も選任していない審議会等は 10 機関あった。目標値とかい離しており、今後、委員の改選にあたっては女性委員の積極的な登用に努められたい。

(5) 委員の公募

本市では、行政への市民参加の促進を重点施策としており、広く市民生活に関連する計画の策定や地域事情に密接に関連する社会問題等を取り扱うものなど市民から自由な意見を期待できる審議会等について、積極的に委員の公募制を取り入れることとしている。

委員の公募状況は次のとおりであった。

| 区 分 | 機関数 | 委員数 (人) | 公募による委員の選任 | |
|----------------|-------|------------|------------|--------|
| | | | 機関数 | 委員数(人) |
| 附属機関 | 38 | 627 | 2 | 7 |
| 附属機関に 準ずる機関 | 21 | 328 | 4 | 13 |
| 合 計 | 59 | 955 | 6 | 20 |
| 構成比(%) | 100.0 | 100.0 | 10.2 | 2.1 |

公募制を導入した審議会等は増加してきてはいるが、6 機関、20 人とどまっております。今後積極的に推進されるよう検討されたい。

(6) 委員の在任期間

国の基準では、「一の審議会等の委員に 10 年を超える期間継続して任命しない。」としている。

委員の在任期間は、次のとおりであった。

| 区 分 | 2年未満 | 2年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 | 合 計 |
|-------------------|------|--------------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 附属機関(人) | 410 | 104 | 77 | 13 | 7 | 9 | 620 |
| 附属機関に準 ずる機関(人) | 268 | 35 | 12 | 10 | 1 | 1 | 327 |
| 合 計(人) | 678 | 139 | 89 | 23 | 8 | 10 | 947 |
| 構成比(%) | 71.6 | 14.7 | 9.4 | 2.4 | 0.8 | 1.1 | 100.0 |

不明8人を除く

合併前からの継続在任期間10年以上の委員は、16機関、41人であった。

委員の長期在任は、特定の委員の知識、経験を活用するうえで必要とされることではあるが、広く民意を市政に反映することや清新な考えを市政に導入する必要性も考えると、今後、新たな人材の積極的登用を図ることも検討されたい。

(7) 委員の兼任

国の基準では、「一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする。」としている。

委員の兼任状況は、次のとおりであった。

| 区 分 | 1機関 | 2機関 | 3機関 | 4機関 | 5機関 | 6機関 | 7機関以上 | 合 計 |
|--------|------|------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 委員数(人) | 573 | 92 | 26 | 5 | 7 | 7 | 3 | 713 |
| 構成比(%) | 80.4 | 12.9 | 3.6 | 0.7 | 1.0 | 1.0 | 0.4 | 100.0 |

5以上の審議会等に就任している委員は、17人であった。そのうち8人は助役、部長等市の職員であった。

委員の兼任については、市の職員の職責、人材の活用という面から必ずしも否定するものではないが、人選にあたって幅広く人材の確保に努められたい。

3 審議会等の会議運営について

(1) 会議の運営規定の整備

審議会等の会議運営が適切に行われるためには、会議の招集者、定足数、議決要件等基本的な運営基準が定められていることが必要である。

会議の招集者、定足数、議決要件（議決機関でないものは不要）の規定がないものが見受けられるほか、規定と異なる取り扱いがされているものが見受けられた。必要なものについては規定の整備を検討されたい。

(2) 会議の開催状況

会議の開催状況については、次のとおりであった。

| 区 分 | 年度 | 機関数 | 0回 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 |
|----------------|----|-----|----|----|----|----|----|------|
| 附属機関 | 16 | 33 | 8 | 13 | 7 | 1 | 1 | 3 |
| | 17 | 40 | 11 | 16 | 3 | 2 | 2 | 6 |
| 附属機関に 準ずる機関 | 16 | 19 | 8 | 4 | 4 | 2 | 0 | 1 |
| | 17 | 21 | 2 | 9 | 4 | 3 | 2 | 1 |

平成16年度は旧松江市の実績、平成17年度は11月30日現在までの開催状況である。

会議の開催は、審議案件の有無によることが大きいですが、合併前から長期にわたって開催された実績がない審議会等が見受けられた。

(3) 委員の出席状況

17年度に開催された審議会等の委員の出席状況は、次のとおりであった。

| 出席率 | 附属機関 | 附属機関に準ずる機関 | 合計 | 構成比(%) |
|-----------------|------|------------|----|--------|
| 70%未満 | 1 | 1 | 2 | 4.2 |
| 70%以上 80%未満 | 0 | 3 | 3 | 6.2 |
| 80%以上 90%未満 | 15 | 6 | 21 | 43.8 |
| 90%以上 100%未満 | 11 | 6 | 17 | 35.4 |
| 100% | 2 | 3 | 5 | 10.4 |
| 合計 | 29 | 19 | 48 | 100.0 |

委員の80%以上の出席があった会議がおおむね90%であったが、出席率の低い審議会等については、原因を調査し、会議日程の事前調整等対策をとられたい。

(4) 会議資料の事前配布

17年度に会議が開催された48機関中23機関(47.9%)で実施されていた。

会議資料の中には、個人情報を含む等その取扱いに注意を要するため当日配布としているものもあると思われるが、会議の運営を効率的に行うため、可能な限り会議資料の事前配布に努められたい。

(5) 会議の公開

17年度に会議が開催された48機関中35機関(72.9%)で実施されていた。

開かれた市政を推進するため、可能な限り会議の公開を推進されたい。

(6) 会議録の作成及び公表

会議録の作成は、17年度に会議が開催された48機関中43機関(89.6%)で実施されていた。

会議録の公表は、17年度に会議が開催された48機関中22機関(45.8%)で実施されていた。

(7) 委員報酬

附属機関の委員に対する報酬については、法第203条の規定により報酬の額並びにその支給方法は条例で定めて支給しなければならないこととされている。

本市でも松江市報酬費用弁償支給条例(平成17年条例第43号)を制定し、その規定による報酬額を支給していた。

また、附属機関に準ずる審議会等の委員に対しては、講師等謝金報酬基準に基づいて支給していた一部を除き、条例に準じて報酬等の額を支給していた。

第7 むすび

審議会等は、市民の声を直接市政に反映するうえで有効な手法であり、「住民と行政の協働のまちづくり」・「開かれた市政と情報公開の推進」を進めていくうえでも重要な役割を担っている。

しかし、本市においては、審議会等の設置・改廃、組織、委員の選任、議事運営等に関する指針となるべき基準がないことから、統一的な基準を制定し、それに基づく公正で透明性の高い審議会等の活動が行われるよう要望する。

また、「附属機関に準ずる機関」として要綱等で設置している審議会等の中には、審査、諮問又は調査を職務としていると思われるものもあるので、個別、具体的にその機能、組織、目的、権限等を確認し、「附属機関」としての性格を有していると判断されるものについては、条例による設置手続きをとられたい。

今後、ますます多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応できる施策・事業の推進に向け、幅広い20万市民の意見が十分反映されるよう、適切な運営に一層の努力を期待するものである。

別表

1. 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等（平成17年12月1日現在）

| 所管部 | 所管課 | 審議会等名称 | 設置根拠 |
|-------|------------|-------------------------------|------|
| 総務部 | 総務課情報公開室 | 松江市情報公開審査会 | 条例 |
| 総務部 | 総務課情報公開室 | 松江市個人情報保護審査会 | 条例 |
| 総務部 | 総務課情報公開室 | 松江市個人情報保護審議会 | 条例 |
| 総務部 | 人事課福利厚生室 | 松江市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等認定委員会 | 条例 |
| 総務部 | 行政改革推進課 | 松江市公の施設指定管理者選定審議会 | 条例 |
| 総務部 | 防災安全課 | 松江市防災会議 | 法令必置 |
| 総務部 | 防災安全課 | 松江市水防協議会 | 法令任意 |
| 総務部 | 防災安全課 | 松江市交通安全対策会議 | 法令任意 |
| 総務部 | 防災安全課 | 松江駅周辺暴走族根絶対策推進委員会 | 条例 |
| 総務部 | 人権同和対策課 | 松江市立菅田会館運営審議会 | 条例 |
| 総務部 | 人権同和対策課 | 松江市立松尾会館運営審議会 | 条例 |
| 総務部 | 人権同和対策課 | 松江市立福原隣保館運営審議会 | 条例 |
| 総務部 | 男女共同参画課 | 松江市男女共同参画審議会 | 条例 |
| 鹿島支所 | 地域振興課 | 鹿島地域協議会 | 条例 |
| 島根支所 | 地域振興課 | 島根地域協議会 | 条例 |
| 美保関支所 | 地域振興課 | 美保関地域協議会 | 条例 |
| 八雲支所 | 地域振興課 | 八雲地域協議会 | 条例 |
| 玉湯支所 | 地域振興課 | 玉湯地域協議会 | 条例 |
| 宍道支所 | 地域振興課 | 宍道地域協議会 | 条例 |
| 八束支所 | 地域振興課 | 八束地域協議会 | 条例 |
| 市民部 | 市民活動推進課 | 松江市住居表示審議会 | 条例 |
| 市民部 | 保険年金課 | 松江市国民健康保険運営協議会 | 法令必置 |
| 健康福祉部 | 生活福祉課 | 松江市民生委員推薦会 | 法令必置 |
| 健康福祉部 | 生活福祉課 | 松江市福祉サービス苦情調整委員会 | 条例 |
| 健康福祉部 | 健康推進課 | 松江市予防接種健康被害調査委員会 | 法令任意 |
| 環境保全部 | 環境保全課 | 松江市生活環境保全審議会 | 法令任意 |
| 都市計画部 | 都市計画課 | 松江市都市計画審議会 | 法令任意 |
| 都市計画部 | 都市景観課 | 松江市景観審議会 | 条例 |
| 都市計画部 | 都市景観課 | 松江市伝統美観審議会 | 条例 |
| 都市計画部 | 建築指導課 | 松江市建築審査会 | 法令必置 |
| 都市計画部 | 建築指導課 | 観光地区建築審査会 | 条例 |
| 都市計画部 | 公園緑地課 | 松江市緑地及び自然環境保全審議会 | 条例 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 松江市奨学生選考委員会 | 条例 |
| 教育委員会 | 指導課特別支援教育室 | 松江市特別支援教育就学審議会 | 条例 |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | 松江市社会教育委員の会 | 法令任意 |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | 松江市立図書館協議会 | 法令任意 |
| 教育委員会 | 文化財課 | 松江市文化財保護審議会 | 法令任意 |
| 教育委員会 | 八雲分室 | 八雲公民館運営審議会 | 法令任意 |
| 教育委員会 | 八束分室 | 八束公民館運営審議会 | 法令任意 |
| 教育委員会 | 宍道分室 | 宍道菟古館運営委員会 | 条例 |

「法令必置」とは、法律により設置が義務付けられているものをいう。

「法令任意」とは、法律により設置することができるとされており、条例で設置されたものをいう。

「条例」とは、市独自の判断で条例により設置されたものをいう。

2. 要綱等で設置している附属機関に準ずる機能を有する審議会等

(平成17年12月1日現在)

| 所管部 | 所管課 | 審議会等名称 | 設置根拠 |
|---------|------------|----------------------------|------|
| 市長室 | 政策企画課 | 松江市公共交通体系整備計画策定委員会 | 要綱 |
| 総務部 | 行政改革推進課 | 松江市行財政改革推進委員会 | 要綱 |
| 産業経済部 | 農業企画課 | 松江市農林業振興協議会 | 要綱 |
| 健康福祉部 | 保健福祉課 | 松江市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会 | 要綱 |
| 健康福祉部 | 保健福祉課 | 松江市要保護児童対策協議会 | 要綱 |
| 健康福祉部 | 介護保険課 | 松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 | 要綱 |
| 環境保全部 | 環境保全課 | 松江市環境基本計画策定委員会 | 要綱 |
| 環境保全部 | リサイクル都市推進課 | 松江市生ごみ等堆肥化研究会 | 規約 |
| 環境保全部 | 新ごみ処理施設建設課 | 松江市新ごみ処理施設建設検討委員会 | 要綱 |
| 環境保全部 | 新ごみ処理施設建設課 | 松江市新ごみ処理施設建設に係る機種検討小委員会 | 要綱 |
| 都市計画部 | 都市景観課 | 松江市デザイン委員会 | 要綱 |
| 都市計画部 | 市街地整備課 | 玉造温泉街賑わい歩行空間社会実験検討委員会 | 規約 |
| 教育委員会 | 学務課 | 松江市立学校校区検討委員会 | 規則 |
| 教育委員会 | 学校給食課 | 学校給食検討委員会 | 要綱 |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | 松江市図書館ネットワーク整備検討委員会 | 要綱 |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | まつえ市民大学運営委員会 | 要綱 |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | 松江市公民館制度検討委員会 | 要綱 |
| 教育委員会 | 文化財課 | 史跡松江城整備検討委員会 | 要綱 |
| 教育委員会 | 文化財課 | 田和山遺跡整備検討委員会 | 要綱 |
| 教育委員会 | 文化財課 | 国指定天然記念物第二熔岩隧道保存修理アドバイザー会議 | 要綱 |
| 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会 | 松江市明るい選挙推進協議会 | 規約 |